

検 第 5 6 7 号  
平成14年12月26日

検査監理官  
統括検査官  
特別検査官  
専門検査官  
金融証券検査官

} 殿

金融庁検査局長 佐藤 隆文

### システム統合リスク管理態勢の確認検査用チェックリストについて

金融検査については、平成10年に「新しい金融検査に関する基本事項について」（蔵検第140号）を定め、自己責任原則の徹底と市場規律とを基軸に、明確なルールを前提とした透明性の高い行政への転換を図ってきているところである。平成11年には「預金等受入金融機関に係る検査マニュアル」、平成12年には「保険会社に係る検査マニュアル」、平成13年には「証券会社に係る検査マニュアル」、平成14年には「投資信託委託業者・投資法人・投資顧問業者に係る検査マニュアル」並びに「金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕」を定め、これにより、監督当局の検査監督機能の向上及び透明な行政の確立のみならず、金融機関等の自己責任に基づく経営を促し、もって金融行政全体に対する信頼の確立を図っているところである。これらの基本的考え方に則り、今般、システム統合に係るリスク管理態勢について、検査の基本的考え方及び検査に際しての具体的着眼点等を整理した「システム統合リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト」（以下「チェックリスト」という。）を別紙のとおり定めたので、これにより検査を実施されたい。

本チェックリストの適用に当たっては、業態の特性、金融機関等の規模、必要とされるシステム水準の差異及びシステム統合の範囲や内容等、実態を十分に考慮した上で、機械的・画一的な運用に陥らないよう配慮する必要がある。

なお、本チェックリストは、あくまでも検査官が金融機関等を検査する際に用いる手引書として位置付けられるものであり、各金融機関等においては、自己責任原則の下、本チェックリストを踏まえ創意・工夫を十分に生かし、それぞれの規模、特性等に応じたマニュアルを自主的に作成し、金融機関等の業務の健全性と適切性の確保に努めることが期待される。

また、各チェック項目は、検査官が金融機関等のリスク管理態勢を評価する際の基準であり、これらの基準の達成を金融機関等に直ちに法的に義務付けるものではない。よって、チェック項目に記述されている字義通りの対応が金融機関等においてなされていない場合であっても、金融機関等の業務の健全性及び適切性確保の観点からみて、金融機関等の行っている対応が合

理的なものであり、さらに、チェック項目に記述されているものと同様の効果がある、あるいは業態の特性、金融機関等の規模、必要とされるシステム水準の差異及びシステム統合の範囲や内容等、実態に応じた十分なものである、と認められるのであれば、不適切とするものではない。

したがって、立入検査の際に金融機関等と十分な意見交換を行う必要がある。